

## 阿賀野市自動体外式除細動器（AED）設置事業所等登録制度実施要綱について

### 1 目的

阿賀野市内における自動体外式除細動器（AED）の設置状況を把握することにより、AEDを設置した事業所等の周辺で救命処置を必要とする傷病者が発生した場合、AEDによる迅速な救命処置を促進し、救命率の向上を図ること。

### 2 内容

AEDを設置する事業所又はその他の団体を阿賀野市AED設置事業所等として登録し、登録証及び登録マークの交付を行う。AEDの設置情報を阿賀野市のホームページ及び広報紙等で公表するとともに、登録マークを施設の外部から見やすい場所に貼付し明示することにより、AED設置状況を広く周知する。許可を得たAED設置事業所等を対象にAED設置場所の写真を撮影し、阿賀野市消防本部のホームページ上にその写真を掲載することで、より市民にとって見やすい情報となるよう工夫している。

### 3 現状

平成27年11月11日に告示及び施行され、当初登録された施設は117施設。登録施設は毎年増加し、令和元年11月15日現在155施設が登録されている。